

セグメント分析に関する論点等について

平成 30 年 6 月 22 日
総務省自治財政局財務調査課

地方公会計の活用状況（平成29年3月31日時点）

○ 予算編成や行政評価等において地方公会計の情報を利用するためには、施設別・事業別の財務書類を作成することが必要となるが、既に作成している団体はごく少ない。

→ 施設別・事業別の財務書類の作成方法の例について、具体的に示すことが必要

（単位：団体）

区分	合計		都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
財務書類等の情報を基に、各種の指標を公表した	401	(34.2%)	23	(50.0%)	378	(33.6%)	11	(64.7%)	367	(33.1%)
施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した	28	(2.4%)	3	(6.5%)	25	(2.2%)	4	(23.5%)	21	(1.9%)
固定資産台帳の情報を基に、将来の施設更新必要額の推計を行った	68	(5.8%)	0	(0.0%)	68	(6.0%)	0	(0.0%)	68	(6.1%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映した	111	(9.5%)	1	(2.2%)	110	(9.8%)	1	(5.9%)	109	(9.8%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	195	(16.7%)	12	(26.1%)	183	(16.3%)	8	(47.1%)	175	(15.8%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	327	(27.9%)	23	(50.0%)	304	(27.0%)	8	(47.1%)	296	(26.7%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	16	(1.4%)	11	(23.9%)	5	(0.4%)	5	(29.4%)	0	(0.0%)
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、PPP/PFI事業の提案募集を行った	1	(0.1%)	0	(0.0%)	1	(0.1%)	1	(5.9%)	0	(0.0%)

セグメント分析に関する論点

① 目的

- ・ 財務報告目的: 納税者等の利害関係者に対してセグメントごとの財務情報を報告すること
- ・ 管理会計目的: 各団体が内部でそれぞれの目的に応じて活用すること
 - 各団体の目的によって、適切なセグメントの単位・集計方法、資産・負債・収益・費用の範囲・配賦方法を設定することが必要

② 対象

- ・ 全ての事業／課題を認識している一部の事業
- ・ 財務書類4表全て／行政コスト計算書など一部の書類のみ

③ セグメントの単位(例)

- ・ 施設セグメント: 施設の統廃合等が事業実施上の課題であると捉えている場合
- ・ 事業セグメント: 実施する事業の存廃等が課題であると捉えている場合

<階層(例)>

- ・ 部署(局一部一課): 部署別の財務書類を設定することで各部署のマネジメントを評価することができる
- ・ 事業体系(政策－施策－事業): 地方自治体を実施している政策や施策にどれだけのコストを投入しているかを「見える化」する
- ・ 行政目的別(生活インフラ・国土、保全、教育等): どの分野に資産とコストを投入しているかを「見える化」する
- ・ 施設類型毎(道路、学校施設、公民館等) など

セグメント分析に関する論点

④ 対象とする資産、負債、費用、収益の範囲

- ・ 直課:セグメントと直接的に関係性を有している場合は各セグメントに直接紐づけ
- ・ 配賦:複数のセグメントで共通して使用している資産や共通して発生する費用(共通資産から生じる減価償却費、水道光熱費)であって、合理的な基準を設定して按分することが可能である場合

→ どこまでを対象範囲とするか、費用対効果や管理可能性などを考慮して直課・配賦を行うことが重要
このため、配賦の考え方をあらかじめ示しておくことが必要

⑤ 配賦基準の対象項目

- ・ 人件費:人件費の実際発生額を従事時間数等に基づく按分率により事業ごとに算定する方法、職員一人あたりの単価を設定し、各事業に従事する人員数を乗じて人件費を算定する方法など
- ・ 賞与等引当金・繰入額:職員一人あたりの単価を設定し、各事業に従事する人員数を乗じて人件費を算定する方法
- ・ 退職手当引当金・繰入額:職員一人あたりの単価を設定し、各事業に従事する人員数を乗じて人件費を算定する方法など
- ・ 地方債(臨時財政対策債を含む):共通資産の財源として地方債を発行している場合には、共通資産同様に配賦可能であるか要検討
- ・ セグメントに間接的に影響を与える事項:当該事業に係る経費が地方交付税の算定の基礎に含まれている場合に、収入に地方交付税を含めるかなど

今後の進め方

1. 地方公共団体におけるモデル的なセグメント分析の実施

- 平成28年度決算に係る財務書類を統一的な基準により作成済みの地方公共団体のうち、希望する団体に対し、ワーキンググループ委員（公認会計士等）が助言を行うことにより、事業別又は施設別の財務書類の作成及びセグメント分析を実施する。
- 事業別又は施設別の財務書類の作成にあたっては、当該地方公共団体の目的に応じて、対象範囲、セグメントの単位及び階層を設定し、設定の考え方及び配賦基準等について研究会に報告する。セグメント分析にあたっては、必要に応じて非財務情報も用いることとする。

2. セグメント分析を実施する地方公共団体の募集

- セグメント分析を実施する地方公共団体を3団体程度（都道府県又は市区町村）募集する。募集要項は別途各地方公共団体に送付予定。
- ※ 応募にあたっては、セグメント分析を行う目的を明らかにし、セグメントの単位を選択すること。
- ※ 配賦基準及びそれに基づく算定式等について、研究会に報告すること。報告の内容は研究会資料や報告書において公表されることが前提であること。

3. スケジュール

- | | |
|------------|---|
| ～平成30年7月上旬 | セグメント分析を行う地方公共団体の募集 |
| 7月中旬～10月中旬 | 地方公共団体におけるセグメント分析の実施
ワーキンググループを開催（2回～3回程度） |
| 10月～11月頃 | 第3回研究会において状況を報告 |